

発生年	3	事故の型	墜落、転落	起因物	足場
発生状況	鉄筋コンクリート造建築物の改修工事において、建築物内に設けられた棚足場上で天井部分の解体及び廃材の搬出作業を行っていたところ、被災者は棚足場の床に開けてあった開口部(廃材を地上に投げ落とすために床付き布柵2枚を取り外した箇所)から約13m下のコンクリート床面に墜落した。				
原因	<ul style="list-style-type: none"> 作業効率を重視して足場の床付き布柵を取り外し、高所に開口部を生じさせたこと。 当該開口部周囲に手すり、中棧等の墜落防止措置を講じなかったこと。 作業計画で定められた廃材シュートを使用せず、下請の独断で当該開口部をつくって作業を行ったこと。 解体専門業者である下請に解体作業を丸投げし、元方事業者として必要な連絡調整を怠り安全対策がおろそかになったこと。 		対策	<ul style="list-style-type: none"> 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所については、開口部を生じさせないこと。 やむを得ず高所に開口部を設ける必要がある場合、当該開口部周囲に手すり、中棧等を設けるなど墜落防止措置を確実に講じること。 元方事業者が定めた作業計画等と異なる作業を要する際に、下請が勝手な判断を行わないこと。 下請が専門業者であるとしても元方事業者は作業を丸投げせず、連絡調整を確実にい必要安全対策を講じること。 	

